

# 小郡市避難行動要支援者 避難支援全体計画

平成27年6月

小 郡 市

# 目次

第1章 総則	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の位置付け	1
3. 本計画の基本的な考え方	1
4. 本計画の構成	1
5. 対象となる避難行動要支援者	2
第2章 避難行動要支援者情報の取り扱い	5
1. 平常時における情報の収集、利用及び提供	5
2. 収集した情報の適正管理	7
3. 災害時における情報の利用及び提供	7
第3章 避難行動要支援者の支援体制	8
1. 支援の内容	8
2. 市における支援体制の整備	9
3. 地域における支援体制の整備	11
第4章 避難行動要支援者台帳と個別支援プラン	12
1. 避難行動要支援者台帳への登録	12
2. 個別支援プランの作成	13
資料	15

# 第1章 総則

## 1. 本計画の目的

自然災害は、その発生の予測が難しく、避難行動等を要する場合には、個人の迅速な判断と行動力が求められる。しかしながら、高齢者や障害者等は緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しく、こうした災害時における要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援が防災活動上の課題として急務のものとなっている。

このため、本市としては、災害発生時における市内の避難行動要支援者の把握、的確な情報伝達手段の確保及び適切な避難支援等を行うため、「小郡市避難行動要支援者避難支援全体計画」を策定することとした。

本計画は、平成18年に国が策定した「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」及び平成17年に福岡県が策定した「避難行動要支援者支援対策マニュアル」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の支援対策について、その基本的な考え方や具体的手法を明らかにしたものであり、地域において避難行動要支援者の支援体制を構築することにより、地域の安心・安全の体制を強化することを目的としたものである。

## 2. 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「小郡市地域防災計画」に包括的に記載された災害弱者対策計画を重点的に具体化したものとして位置付けるものであり、平常時及び災害発生時の避難行動要支援者への支援方法を示すものである。

## 3. 本計画の基本的考え方

災害時における避難活動等については、①自助（自らの力で行う）②共助（地域や隣近所の住民が助け合う）③公助（公的機関が救助を行う）により実施することとする。

しかし、避難行動要支援者においては、自助による避難等安全確保が難しいことに加え、災害発生時における公助での個別具体的な支援には限界がある。

このことから、避難行動要支援者の避難支援にあたっては、地域の住民、自治会、消防団、民生委員、ボランティア等様々な関係者・関係団体が連携し、お互いに協力しながら防災活動に取り組んでいくための組織（以下「自主防災組織等」という。）を地域で設置することによって、共助による支援を行っていくことを基本とする。

地域住民の連携による自主防災組織等を設置することにより、地域の防災力の向上を図るとともに、迅速な情報伝達及び的確な避難誘導等の支援体制の整備を図ることとする。

ただし、災害時の状況によっては、地域住民の多くが被災者となることもあり、共助の

支援が期待できない場合があることを認識しておく必要がある。

#### 4. 本計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの計画を定めた「個別支援プラン」により構成する。

「全体計画」とは、本計画を指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援プラン」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別支援プラン」とは、本計画に基づき、避難等の際に特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法を地域の自治会・自主防災組織等の単位で具体的に示したものをいう。

#### 5. 対象となる避難行動要支援者

本計画では、国のガイドラインに基づき、避難行動要支援者を「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者」と定義する。

避難行動要支援者には、災害情報の収集、情報の理解、避難の準備や避難行動をとることが困難となる個々の特徴がある。その特性は個人差も大きく程度も千差万別であるが、主な特徴等は次のようになる。

区分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高齢者	一人暮らし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	自力での行動ができない。自分の状況を伝えることが困難。	移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。医療機関との連絡体制が必要。
身体障害児・者	視覚障害	視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障害	音声による避難誘導の指示が認識でき	正面から口を大きく動かして話した

	言語障害	ない。視界外の危険の察知が困難。自分の状況等を言葉で知らせることができない。	り、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障害	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障害児・者		自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
精神障害児・者		災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。	気持ちを落ち着かせることが必要。服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。医療機関や支援者等との連絡体制が必要。
難病患者		難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
その他	妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
	乳幼児 児童	危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。学校における防災教育、登下校時の安全の確保等が重要。
	外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。

【本市における避難行動要支援対象者の状況（平成24年4月1日現在）】

区分	人数	総人口に占める割合	備考
高齢者（65歳以上）	13,162人	22.22%	65歳以上の高齢者
一人暮らし 高齢者のみ	1,647人	2.78%	70歳以上の独居の者 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
ねたきり等	296人	0.50%	介護認定が要介護3以上の者
身体障害児・者	971人	1.64%	身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
視覚障害	100人	0.17%	
聴覚障害	76人	0.13%	
言語障害	12人	0.02%	
肢体不自由	469人	0.79%	
内部障害	311人	0.53%	
知的障害児・者	204人	0.34%	療育手帳Aの交付を受けている者
精神障害児・者	18人	0.03%	精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者
難病患者	372人	0.63%	特定疾患認定患者数
その他	3,419人	5.77%	妊産婦、乳幼児

※上記以外で、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難で避難支援を必要とする者は対象者とする

※「一人暮らし」は、施設入所者分を含む。

※重複して計上されている人数が不明であるため、合計人数は記載していない。

【参考】災害弱者の定義（平成3年防災白書）

災害弱者とは、必要な情報を迅速かつ的確に判断し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々、すなわち、次のような問題点を抱えている者をいう。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、又は困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受けることができない、又は困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、又は困難である。

## 第2章 避難行動要支援者情報の取り扱い

### 1. 平常時における情報の収集、利用及び提供

避難行動要支援者の避難誘導、安否確認又は避難後の避難所等における支援等を適切に行うためには、平常時より避難行動要支援者の情報収集と把握に努め、災害時には実際に支援活動を行う関係機関との情報共有が必要不可欠である。また、収集した情報は適宜更新を行う等実態に即したものでなければならない。

平常時における避難行動要支援者の情報収集については、避難行動要支援者のプライバシーに配慮しつつ、次の2つの方式を連携させることにより効率的かつ適正な手段により行うこととする。

#### (1) 関係機関共有方式

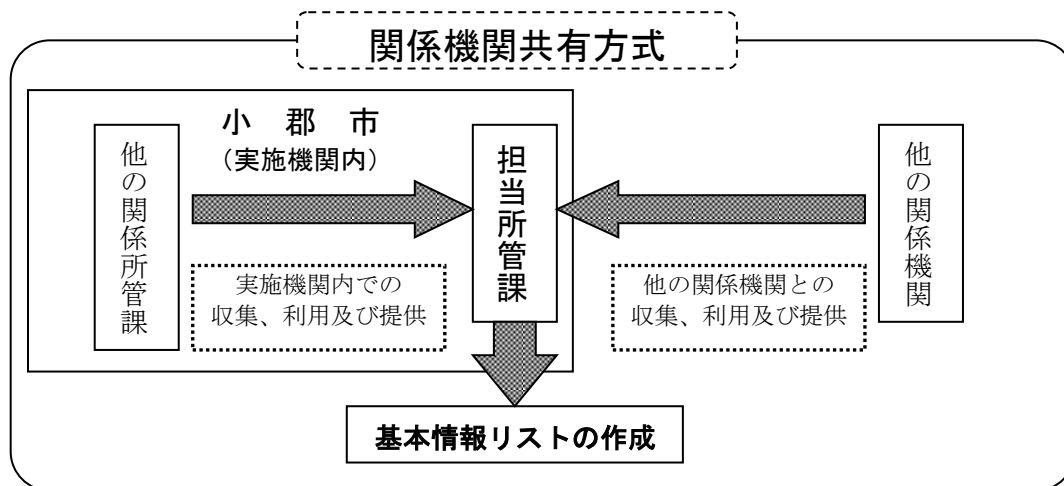
市は、小郡市個人情報保護条例（平成17年小郡市条例第29号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号に基づき、関係機関から当該目的を達成するために必要な範囲内で、避難行動要支援者の氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、身体の状況など基本的な個人情報について収集を行うこととする。また、この情報をもとに避難行動要支援者の基本情報リストを作成するとともに、条例第9条第1項第4号に基づき、必要に応じて関係部局内での共有に努めるものとする。

なお、この基本情報に加え、更に詳細な情報を収集する必要がある場合は、当該避難行動要支援対象者の本人同意を得ながら別途収集するものとする。

#### 【避難行動要支援者基本情報の収集先関係機関】

避難行動要支援者区分	基本情報収集先	
介護保険の要介護者 高齢者世帯の者	介護保険課	要介護者の情報は、要介護者認定情報等により収集を行う。
身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者		
難病患者	北筑後保健福祉環境事務所	
その他	区分に応じて関係機関と協議を行う。	その他関係機関が保有する情報により収集を行う。

※「避難行動要支援者基本情報」とは、氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、身体の状況等をいう。



### 【関係機関共有方式による情報の収集、利用及び提供の根拠】

避難行動要支援者の個人情報については、その目的に応じて、関係機関により情報収集が行われている。小郡市個人情報保護条例では、収集の制限（第7条）と利用及び提供の制限（第9条）が規定されている。関係機関共有方式のように本人同意によらない個人情報の取り扱いに関しては、収集については第7条第2項第4号の規定に基づき、利用及び提供については第9条第1項第4号の規定に基づき、それぞれ個人情報の収集、利用及び提供が可能である。

### 【参考】小郡市個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（2） 本人の同意があるとき。

（4） 他の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体から個人情報の提供を受けるとき。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は当該関係機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（2） 本人の同意があるとき。

（4） 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体に提供する場合であって、当該個人情報を利用するときに相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるとき。

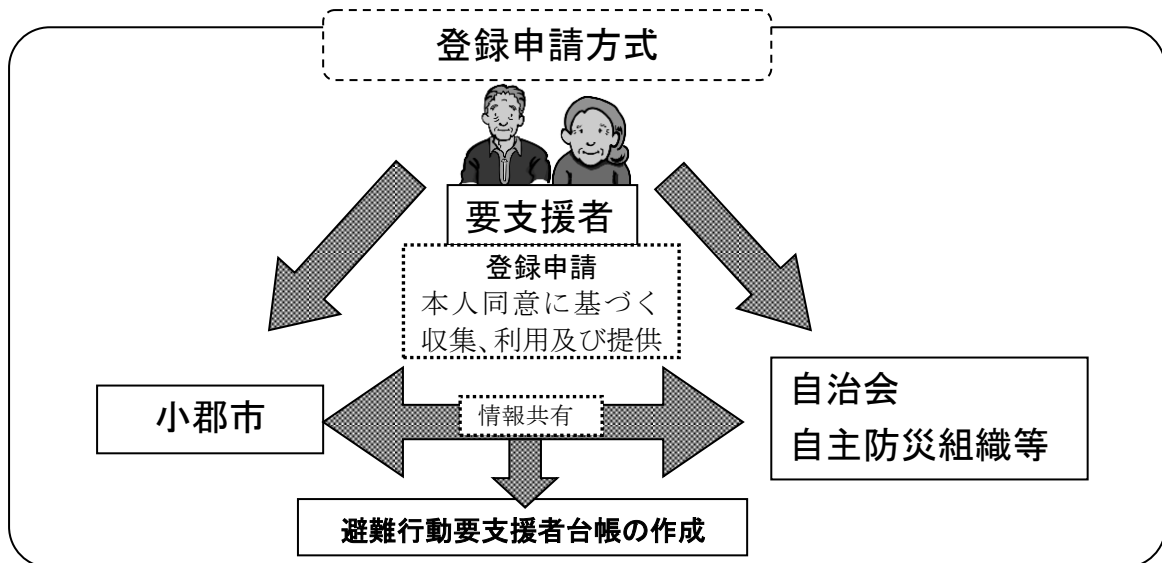
## （2）登録申請方式

登録申請方式は、条例第7条第2項第2号に基づき、避難行動要支援者の本人同意を原則として情報収集を行うものである。

避難行動要支援対象者に該当する者で、災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報の関係機関内での共有について承諾をする者は、居住地域の自治会・自主防災組織等又は市に登録申請を行うことによって情報収集を行うこととする。



地域の自治会・自主防災組織等又は市は、この情報をもとに避難行動要支援者台帳を整備するとともに、条例第9条第1項第2号に基づき、必要に応じて地域の関係機関での情報の共有に努めることとする。



## 2. 収集した情報の適正管理

市は、条例第8条の規定に基づき、収集した避難行動要支援者の情報を適正に管理しなければならない。

災害発生時の連絡及び避難支援を的確に実施するため、避難行動要支援者の情報は常に適正かつ最新の状態に保つよう努める。

### 【参考】小郡市個人情報保護条例（抜粋）

（適正管理）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を適正かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

## 3. 災害時における情報の利用及び提供

災害発生時に、避難行動要支援者の把握、迅速な避難行動の確保、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の保護等を行う際に、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、条例第9条第1項第5号の規定に基づき、管轄する警察署、消防署、消防団、医療機関、福祉施設等の機関に対して、市の保有する個人情報を提供することができる。

### 【参考】小郡市個人情報保護条例（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（5） 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

## 第3章 避難行動要支援者の支援体制

### 1. 支援の内容

#### (1) 避難における支援の内容

災害が発生した際には、避難支援を必要とする避難行動要支援者に対して、自治会・自主防災組織等における支援者支援等関係者が市と連携して、具体的な避難支援を行うこととする。

避難支援の主な内容については、次のとおりとする。

- ① 避難行動要支援者の安否確認
- ② 避難行動要支援者の救助・救出活動
- ③ 避難行動要支援者の避難誘導

地域においては、平常時から市、自治会、自主防災組織等、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ、災害時の連携体制について確認しておくことが必要である。

また、避難行動要支援者本人も、地域での避難訓練等を通じて自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう努めることが重要である。

なお、避難行動要支援者の避難経路の選定にあたっては、大雨によって冠水や浸水が予想される場所や倒壊の恐れのある場所等の危険箇所を避け、避難行動要支援者の身体状況を考慮した安全な経路の確保に努めるとともに、緊急時の避難誘導の際は避難行動要支援者の身体的拘束等を行い、強制避難を必要とする場合があることを理解しておかなければならない。

#### (2) 避難所における支援の内容

災害や復興が長期化すれば、避難所での避難生活は被災者にとって大きな負担となることが想定される。特に、避難行動要支援者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、避難所においても過ごしやすい生活環境を確保するとともに、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。また、避難所に避難するまでもなく、自宅で生活を送るケースにおいても、ライフラインの途絶等により飲料水や食料等の支給が必要となるほか、避難行動要支援者の健康状態等によっては医療機関への搬送も必要となる。

避難所における支援の主な内容については、次のとおりとする。

- ① 避難行動要支援者の避難状況の把握
- ② 避難行動要支援者のニーズの把握
- ③ 避難スペースの優先的提供

- ④ 救援物資の優先的支給
- ⑤ 関係機関による医療支援、福祉支援
- ⑥ 関係機関への支援要請

避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を避難行動要支援者の避難状況に応じて仮設するものとする。また、避難所での避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等を設置する等の環境整備に努めるものとする。これらの環境整備に必要な設備については、関係機関や事業者等と事前に協定を締結するなどにより、平常時から設備調達に関する体制を整備しておくことが必要である。

避難所においては、避難行動要支援者の要望や相談を受け付ける窓口を設置するとともに、女性や乳幼児等のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮が必要である。さらに、災害に関する情報提供は被災者にとって大変重要であることから、視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について特段の配慮を行わなければならない。

避難生活が長期化する場合は、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコーミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて行うとともに、市指定避難所のほかに福祉施設等の空き部屋等の確保に努め、避難行動要支援者の避難生活上の負担を軽減する措置を講ずるものとする。また、透析や日常的な投薬治療、生活場所の変化に伴う生活支援等が必要な場合は、状況に応じて避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、医療機関への入院等の手続きを行うものとする。

## 2. 市における支援体制の整備

災害時には、市においては膨大な災害関連業務が発生することが予想されるが、その中においても、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、避難行動要支援者に係る情報の伝達や安否確認、避難支援及び避難所における支援等が確実に実施できるようにしておくことが重要である。

### (1) 小郡市避難行動要支援者対策実務者会議の開催

市は、庁内に、避難行動要支援者の支援を適切に行うため、小郡市避難行動要支援者対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置することとする。

## (2) 対象となる避難行動要支援者の把握

市は、対象者となる避難行動要支援者の情報収集においては、避難行動要支援者のプライバシーに配慮しつつ、関係機関共有方式と登録申請方式の2つの方式を連携させることにより効率的かつ適正な手段により行うこととする。また、避難行動要支援者支援制度について広報誌、ホームページ、DM等により市民に周知するとともに、自ら避難行動要支援者台帳への登録を希望する者などの情報を収集するよう努める。

## (3) 自主防災組織等の設置の推進

市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援を実施する自主防災組織等を地域の実情に応じ設置することが重要である。そのため、自治会、消防団、民生委員など地域の様々な関係者と連携し、自主防災組織等の設置を推進することとする。

- ・市は、自主防災組織等で避難行動要支援者の避難誘導が実施できるよう働きかけるとともに、自主防災組織等が行う図上訓練や避難誘導訓練等を支援することとする。
- ・自主防災組織が未設置の地域においては、あらゆる機会を通じ住民に自主防災組織の必要性等を訴え、早期に設置するよう働きかけることとする。
- ・避難行動要支援者本人に対しては、避難支援等関係者による支援は任意の協力であることや避難支援等関係者の被災等により支援が困難となる場合もあることから、避難行動要支援者自身による自助が必要不可欠であることについて十分に理解を求めることとする。また、避難支援等関係者に対しても、避難行動要支援者の支援活動は任意の協力によりお願いするものであることを周知することとする。

## (4) 情報伝達と安否確認

市は、避難情報等を確実に避難行動要支援者及び自治会・自主防災組織等へ伝達する体制を整備することとする。

災害発生時の避難行動要支援者の安否確認については、地域のネットワークの活用や公的機関との連携・連絡等により、確実に安否確認ができる体制を構築することとする。

また、市は、自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、安否情報窓口を設置する。

## (5) 福祉避難所の整備

市は、指定した福祉避難所において、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援が

受けられるなど、安心して生活ができるよう体制を整備しなければならない。

なお、福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、医療や介護の専門員等の確保が可能である福祉センターや特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

また、福祉避難所の体制整備を行った場合は、その施設名、場所、連絡先、避難方法等について避難行動要支援者を含む地域住民に周知しなければならない。

### **3. 地域における支援体制の整備**

災害発生時において、避難行動要支援者の安全を確保するためには、それぞれの状況（障害の内容、程度等）に応じた的確な支援が必要となる。そのためには、地域では、平常時から避難行動要支援者の状況把握や具体的な支援活動を行っていくための自治会・自主防災組織等による支援体制づくりをすすめていくこととする。

#### **（１）自主防災組織等の設置**

避難行動要支援者の支援は地域における助け合いの精神による活動が大切であり、地域はこうした共助の担い手である自主防災組織等を早期に設置するよう努めることとする。

#### **（２）交流と支援づくり**

自治会・自主防災組織等や避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや避難行動要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠であることから、地域での声かけや見守り活動、各種地域活動との連携を図るなど、避難行動要支援者と地域で交流を深めながら支援づくりをすすめることとする。

#### **（３）避難行動要支援者の状況把握**

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、災害が発生するとそれぞれの避難行動要支援者の状態によって困る内容も様々であり、避難行動要支援者の状態に合わせたサポートを行う必要があるため、避難支援等関係者は日ごろから避難行動要支援者の状態や避難支援にかかる要望を把握しておくものとする。

#### **（４）防災訓練の実施**

自治会・自主防災組織等は、防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者の避難支

援を想定した防災訓練を実施するように努めるものとする。

## 第4章 避難行動要支援者台帳と個別支援プラン

### 1. 避難行動要支援者台帳への登録

災害時に支援を受けることができる者は、支援のために必要な個人情報を、地域の自治会・自主防災組織等や市等の関係機関で情報共有を行うことに同意した上で、避難行動要支援者台帳に登録した者とする。

#### (1) 避難行動要支援者の登録申請

避難行動要支援対象者に該当する者で、災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報の関係機関内での共有について承諾をする者は、本人同意を原則として登録申請書に必要な事項を記入の上、居住地域の自治会・自主防災組織等又は市に提出することとする。

#### (2) 避難行動要支援者台帳の整備

地域の自治会・自主防災組織等は、避難行動要支援者から提出された登録申請書に基づき避難行動要支援者台帳を整備する。整備された避難行動要支援者台帳は、個別支援プラン作成のため、必要に応じた範囲において関係者間で情報共有を図ることとする。

台帳に登録する避難行動要支援者の情報は次のとおりとする。

- ①氏名、②性別、③年齢（生年月日）、④住所、⑤血液型、⑥電話番号、
- ⑦緊急連絡先、⑧居住及び身体の状態、⑨その他必要な事項

#### (3) 避難行動要支援者台帳の管理と更新

避難行動要支援者台帳の原本は市へ提出するものとし、副本は自治会・自主防災組織等が保管する。自治会・自主防災組織等においては避難行動要支援者に関する情報の漏洩防止に努め、適正に管理するとともに、取扱いについては十分注意するものとする。

自治会・自主防災組織等は、避難行動要支援者台帳の更新を随時行うとともに、避難行動要支援者又は避難支援等関係者から情報の変更の申し出があった場合は、適宜、最新の情報に更新を行うこととする。

## 2. 個別支援プランの作成

地域の自治会・自主防災組織等は、本全体計画をもとに、収集した避難行動要支援者の情報を取りまとめるとともに、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別支援プランを策定し、災害時の迅速な避難支援が行えるよう体制を整備するものとする。

### (1) 避難行動要支援者情報の把握

自治会・自主防災組織等は、避難行動要支援者台帳に記載された避難行動要支援者の情報に加え、更に詳細な情報を収集する必要がある場合は、当該避難行動要支援対象者の本人同意を得ながら別途収集するものとする。その際、自治会・自主防災組織等は、避難行動要支援者のプライバシー等に十分配慮しながら情報収集を行わなければならない。

### (2) 個別支援プランの作成

自治会・自主防災組織等は、個別支援プランの作成にあたっては、避難行動要支援者台帳をもとに、避難行動要支援者を訪問し、制度等の説明を行い、本人又は家族への聞き取りにより、個別支援プランを作成するものとし、避難支援等を行う上において特に必要となる事項を記載するものとする。

- ①避難行動要支援者本人の基本情報、②具体的な支援の内容、③最寄りの避難所
- ④緊急時の連絡先、⑤災害発生時の支援者名、⑥その他必要な事項

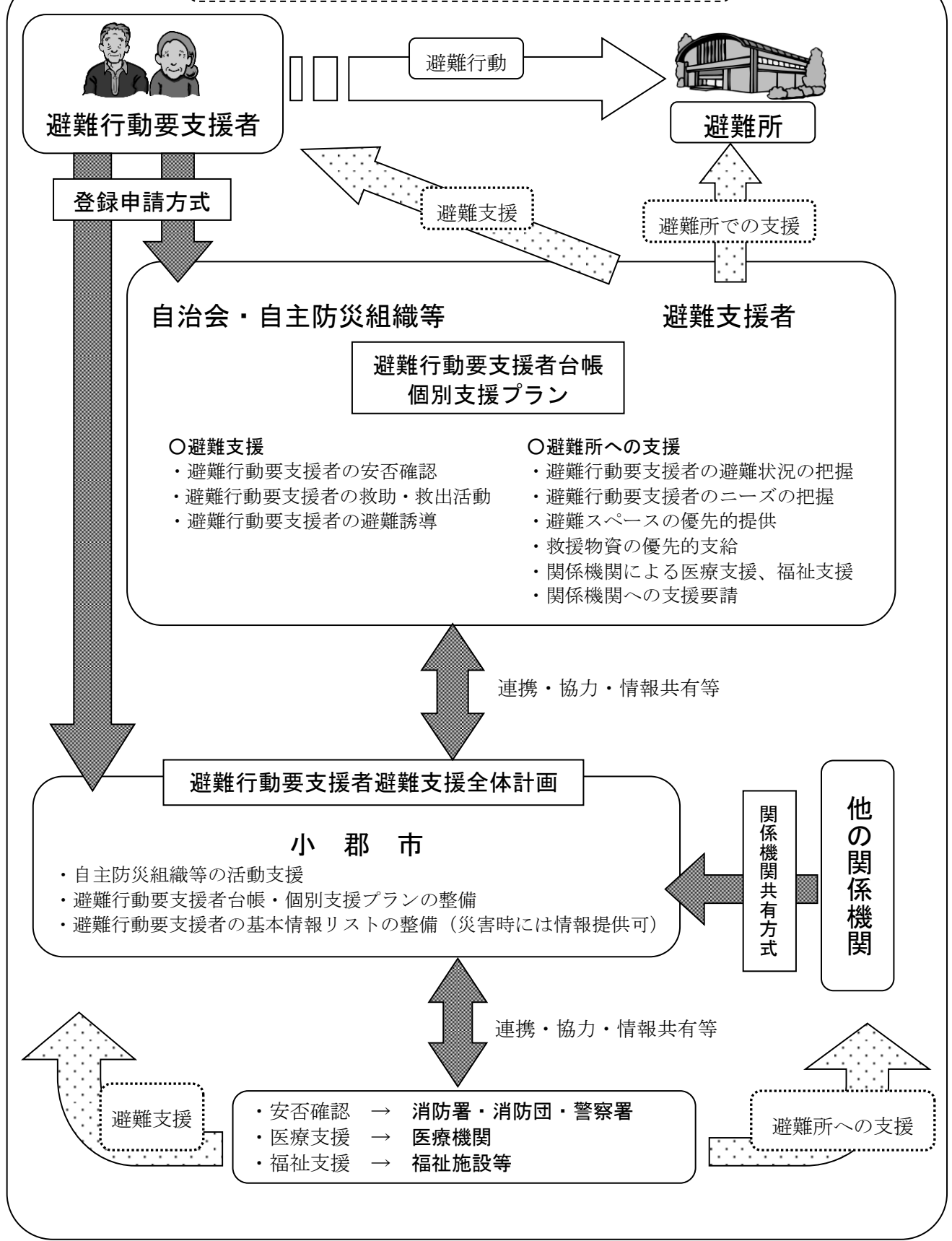
作成した個別支援プランは、支援者等の関係者間で共有を図ることとする。また、個別支援プランの原本は市へ提出するものとし、副本は、自治会・自主防災組織等が保管し、支援を受ける避難行動要支援者本人、支援者及び関係者等において情報共有を図るものとする。

### (3) 個別支援プランの管理と更新

個別支援プランを自治会・自主防災組織等において保管する際は、個人情報の漏洩防止に努めるとともに、関係者以外の者が閲覧することのないよう十分注意するものとする。

自治会・自主防災組織等は、個別支援プランの更新を随時行うとともに、避難行動要支援者又は支援者から情報の変更の申し出があった場合は、適宜、最新の情報に更新を行うこととする。

避難行動要支援者の避難支援のフロー





平成 年 月 日

## 避難行動要支援者台帳（登録申請）

小郡市長 殿

私は、災害発生時に避難行動要支援者として避難支援を受けるため、必要な個人情報を避難行動要支援者台帳に登録し、市、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員その他必要な関係者へ情報提供することに同意します。

**避難行動要支援者本人の氏名：** \_\_\_\_\_ ㊟

※本人が直筆できない場合は、代理人の方の署名が必要です。

代理人の氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ 本人との関係 \_\_\_\_\_

代理人の住所 \_\_\_\_\_

ふりがな 氏名	生年 月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別 男・女	血液型 A・B O・AB
住所 小郡市	行政区	電話番号 (携帯電話)		
居住の状況 身体 の状況 ※該当するもの全 てに○を付けてく ださい。	①一人暮らし ②高齢者のみ世帯 ③寝たきり ④認知症 ⑤人工透析 ⑥身体障害者手帳 級 ⑦療育手帳 A・B ⑧精神障害者手帳 級 (障害名：視覚・聴覚平衡・上肢・下肢・体幹・移動・その他 _____) ⑨要介護 1・2・3・4・5 要支援 1・2 ⑩その他 _____			
緊急時の家 族、親族等 の連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号
家族構成 ※本人を含む。	人		救急医療情報キット事業 (社会福祉協議会)	あり・なし
避難支援を受け るにあたって、 特に伝えておき たいこと等	(例) 車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要 (例) 常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要			

## 避難行動要支援者個別支援プラン

※個別支援プランは避難行動要支援者本人が記入するものではありません。

居住建物の構造	平屋建て・二階建て 高床式・集合住宅 その他_____	居住の間取り	
普段いる部屋			
寝室の配置			
緊急時の連絡先	氏名・施設名	連絡先	
担当の民生委員			
担当のケアマネージャー			
かかりつけの病院			
利用している介護施設			
その他			
最寄りの避難場所			
<b>避難支援者</b>  <small>※要支援者本人の承諾を得た上で、優先順番で3名まで記入してください。</small>	氏名	住所	電話番号
その他特記事項			

この台帳及び個別支援プランに記載されている個人情報、災害発生時に避難行動要支援者の生命等の安全の確保を図ることのほか、平常時からの避難支援体制の整備に利用するものであり、それ以外の目的で使用し、第三者に提供することを禁止します。

小郡市 協働推進課 防災安全係 72-2111(内線 253)

## 小郡市避難行動要支援者対策実務者会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小郡市避難行動要支援者対策実務者会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定め、もって本市における避難行動要支援者避難支援を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 この会議は、次に掲げる事項について検討及び協議を行ない、必要な施策を推進するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の把握に関する事
- (2) 避難行動要支援者避難支援計画に関する事項
- (3) その他、避難行動要支援者の避難支援に関して必要な事項

(組織)

第3条 この会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、総務部協働推進課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

総務部	協働推進課長
	協働推進課 防災安全係長および担当者
	総務課 総務係長
	企画課 男女共同参画推進係長
保健福祉部	福祉課 障がい者福祉係長
	福祉課 生活福祉係長
	介護保険課 高齢者サービス係長
	子育て支援課 子育て支援係長
	包括支援センター 保健師
小郡市社会福祉協議会	